

武藏野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会等設置要綱

(設置)

第1条 武藏野市健康福祉施策推進審議会設置条例（令和4年12月武藏野市条例第36号）第5条の規定に基づき、武藏野市（以下「市」という。）が策定する次の各号に掲げる計画について、当該各号に定める専門部会（以下「各専門部会」という。）を設置する。

- (1) 武藏野市第4期健康福祉総合計画（次号から第8号までに掲げる計画からなる市の健康及び福祉分野に関する総合的な計画をいう。以下「健康福祉総合計画」という。） 武藏野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により定める武藏野市地域福祉計画 前号に定める専門部会
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により定める武藏野市成年後見制度利用促進基本計画
第1号に定める専門部会
- (4) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定により定める武藏野市再犯防止推進計画 第1号に定める専門部会
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により定める武藏野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 武藏野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画専門部会
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定により定める武藏野市障害者計画・第7期障害福祉計画・障害児福祉計画 武藏野市障害者計画・第7期障害福祉計画専門部会
- (7) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により定める武藏野市第5期健康推進計画・食育推進計画 武藏野市第5期健康

推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画専門部会

(8) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定により定める武藏野市自殺総合対策計画 前号に定める専門部会（幹事会）

第2条 健康福祉総合計画の策定にあたり、庁内の推進体制として、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に、座長及び副座長各1人を置く。
- 4 座長は健康福祉部長の職にある者をもって充て、副座長は健康福祉部地域支援課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。
- 6 前各号に定めるものほか、健康福祉総合計画の策定における庁内の推進体制について必要な事項は、市長が別に定める。

（ワーキングスタッフ）

第3条 各専門部会は、各計画の策定に関する調査及び研究を行うため、必要があると認めるとときは、ワーキングスタッフを設置することができる。

（庶務）

第4条 各専門部会の庶務は、次の各号に掲げる専門部会の区分に応じ、当該各号に掲げる課が行う。

(1) 第1条第1号から第4号までに定める専門部会 健康福祉部地域支援課

(2) 第1条第5号に定める専門部会 健康福祉部高齢者支援課

(3) 第1条第6号に定める専門部会 健康福祉部障害者福祉課

(4) 第1条第7号及び第8号に定める専門部会 健康福祉部健康課

2 各専門部会全体の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。

（その他）

第5条 この要綱に定めるものほか、各専門部会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

健康福祉部長
健康福祉部保健医療担当部長
健康福祉部地域支援課長
健康福祉部生活福祉課長
健康福祉部高齢者支援課長
健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長
健康福祉部障害者福祉課長
健康福祉部健康課長
健康福祉部健康課地域保健調整担当課長
健康福祉部健康課新型コロナウイルスワクチン接種担当課長
健康福祉部保険年金課長
公益財団法人武藏野市福祉公社常務理事兼事務局長
公益財団法人武藏野健康づくり事業団保健センター改修・経営改善担当課長
公益社団法人武藏野市シルバー人材センター事務局長
社会福祉法人武藏野市民社会福祉協議会事務局長
社会福祉法人武藏野事業推進担当副参事